

**「2024年度執務用端末の調達」に係る一般競争入札**

**（総合評価落札方式）**

**入 札 説 明 書**

2024年11月14日



目次

Ⅰ．入札説明書 1

Ⅱ．契約書（案） 6

Ⅲ．仕様書 14

Ⅳ．入札資料作成要領 17

Ⅴ．評価項目一覧 22

Ⅵ．評価手順書 25

Ⅶ．その他関係資料 28

Ⅰ．入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の入札公告（2024年11月14日付公告）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところにより実施する。

記

1．競争入札に付する事項

(1) 件名

2024年度執務用端末の調達

(2) 調達物件の内容等

別紙仕様書のとおり。

(3) 履行期限

別紙仕様書のとおり。

(4) 入札方法

　　落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、

1. 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6.(4)提出書類」「7．(4)提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。

② 上記①の提出書類のうち、提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。

③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「2024年度執務用端末の調達」に関する総価とし、総価には納入等に係る全ての費用を含むものとする。

④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

2．競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」で、「Ａ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(5)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6)　「6．機器等リストの提出方法及び提出期限等」に記載の機器等リスト（案）を提出期限までに提出している者であること。

3．入札者の義務

(1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

(2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて機器リストを作成し、これを機器リストの提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会の日時及び場所

　入札説明会は実施しない。

5．入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2024年11月14日（木）から2024年12月13日（金）　17時00分まで

なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

(3) 担当部署

15.(4)のとおり。

6．機器等リストの提出方法及び提出期限等

　サプライチェーン・リスクに係る確認のため、入札を希望する者は、次の所定事項に従い、機器等リスト（案）を電子メールにより提出すること。

(1) 受付期間

2024年11月14日（木）から2024年月12日24日（火）

(2) 提出期限

2024年12月24日（火） 17時00分

上記期限を過ぎた機器等リスト（案）はいかなる理由があっても受け取らない。ただし、機器等リスト（案）を提出済みの者が変更等して再提出する場合は除く。

(3) 提出先

15.(4)のとおり。

(4) 提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 部数 |
| 1 | 機器等リスト（案）（仕様書における機器仕様を参照のうえ、納入する予定の製造元・型番・機器名等の情報を記載すること。） | 様式5（添付無し） | 1通 |

(5) 提出方法

15.(4)のメールアドレス宛に入札を希望する旨を連絡し、様式5（本入札説明書への添付無し）を入手すること。様式5へ入力後、同メールアドレスへファイルを送信して提出すること。

(6) 提出後の対応

提出後、必要に応じてヒアリングをWeb会議もしくはメールにて実施する。ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。
　IPAとの調整の結果、IPAがサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、当該リスクに対応するため、代替品又はリスク低減対策の提出を求めることがあるので、速やかに機器等リスト（案）の変更要請に応じること。

7．入札書等の提出方法及び提出期限等

(1) 受付期間

2025年1月17日（金）から2025年1月21日（火）

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日は除く)の10時00分から17時00分
（12時30分～13時30分の間は除く）とし、郵送の場合は必着とする。

(2) 提出期限

2025年1月21日（火） 17時00分必着

　　上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出先

15.(4)のとおり。

※持参の場合、13階総合受付にて対応する。

(4) 提出書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 部数 |
| ① | 委任状（代理人に委任する場合） | 様式2 | 1通 |
| ② | 入札書（封緘） | 様式3 | 1通 |
| ③ | 提案書 | － | 1通 |
| ④ | 評価項目一覧 | － | 1通 |
| ⑤ | 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し | － | 1通 |
| ⑥ | ディスク型電子媒体（No.③、④がPDF形式等で格納されたDVD-R等） | － | 1部 |
| ⑦ | 提案書受理票 | 様式4 | 1通 |

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（15.(4)の担当者名）を記載するとともに「2024年度執務用端末の調達　一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（15.(4)の担当者名）を記載し、かつ、「2024年度執務用端末の調達　一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。

② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「2024年度執務用端末の調達　一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(6) 提出後

　　　入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果にかかわらず返却しない。

提出後、必要に応じてヒアリングをWeb会議もしくはメールにて実施する。ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

8．開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

2025年1月30日（木）11時00分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構　会議室A

9. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

10．落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

11．入札保証金及び契約保証金

全額免除

12．契約書作成の要否

要　（Ⅱ.契約書（案）を参照）

13．支払の条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日までに支払うものとする。

14．契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　齊藤　裕

15．その他

(1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2)  契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表（注）するものとする。

(3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書の電子データを提出するものとする。

(4) 仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構
デジタル改革推進部インフラサービスグループ 担当：大星、鍋田

TEL：03－5978－7519

E-mail：sysg-kobo@ipa.go.jp

なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。

(5) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構　財務部　契約グループ　担当：辻、三浦

TEL：03-5978-7502

E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(注)　独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

Ⅱ．契約書（案）

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

　これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

　なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

※　予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契

約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

　　　平成２３年７月１日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成２３年７月１日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

○○情財第○○号

**売買契約書**

　独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により「2024年度執務用端末の調達」の売買契約を締結する。

（契約の目的等）

第1条　乙は、別紙仕様書及び提案書に基づき納入物等（以下「納入物件」という。）の納入を本契約及び関係法令の定めに従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

2　本契約の目的は、別紙仕様書記載のとおりとする。

（再請負の制限）

第2条　乙は、本契約事項の全部を第三者に請負わせてはならない。

2　乙は、本契約事項の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3　前項に基づき、乙が本契約事項の一部を再請負先に請負わせた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（納入物件及び納入期限）

第3条　納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第4条　甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○，○○○，○○○円）とし、その内訳は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 第1回納品に係る金額 | ○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○，○○○，○○○円） |
| 第2回納品に係る金額 | ○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○，○○○，○○○円） |

2　前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額である。なお、右税額は、法改正等により税率等が変更等された場合は、新たに適用される税率等に基づいて算出される金額に自動的に変更されるものとし、新たな税目が適用されることとなる場合も同様とする。

（権利義務の譲渡）

第5条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第6条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、本契約事項の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第7条　甲は、第3条の規定により各納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙の仕様書及び提案書に基づき検査を行うものとする。

2　甲は、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。

3　乙は、前項の通知を受領したときは、遅滞なくこれを是正改善して、再度納入物件を甲に納入して第1項に規定する甲の検査を受けなければならない。

4　第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5　本件の各納入物件の納入は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときをもって完了したものとする。ただし、所定の期間内に通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は所定の検査に合格したものとみなす。

6　前項の規定により各納入物件の納入が完了したときをもって、納入物件の所有権は甲に移転するものとする。

7　検査のため、納入物件に生じた変質、変形、消耗、き損等の損失その他一切の費用は、甲に帰責事由ある場合を除き、乙が負担するものとする。

（危険負担）

第8条　納入物件について前条第5項に規定する検査に合格するまでに生じた変質、変形、消耗、き損等で、甲乙双方の責めに帰することのできないものは、すべて乙の負担とする。

（契約不適合）

第9条 甲は、第7条第5項に規定する検査に合格した日から起算して1箇年以内に各納入物件について、仕様書及び提案書その他の甲の定める規格、品質、数量等に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することを発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して契約不適合の修補、代品の納入又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。また、当該契約不適合の存在によって、本契約の目的を達成することができない場合は、甲は、損害賠償を請求することができるほか、本契約を解除することができる。

2　第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（対価の支払及び遅延利息）

第10条　甲は、第7条第5項に規定する検査に合格した場合、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。

2　甲が前項の期限までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）)によって、遅延利息を支払うものとする。

（遅延損害金）

第11条　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに納入物件の納入が終わらないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2　前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

（契約の変更）

第12条　甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。

一　仕様書及び提案書その他契約条件の変更。

二　天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

三　税法その他法令の制定又は改廃。

四　価格に影響のある技術変更提案の実施。

（契約の解除等）

第13条　甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する催告の上、但し第4号乃至第6号の場合は催告を要せず直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　乙が本契約条項に違反したとき。

二　乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに納入する見込みがないとき。

三　乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。

四　乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。

五　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。

六　乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2　乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3　乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。

4　甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第14条　乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第4条所定の契約金額を超えないものとする。

2　第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第15条　乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第16条　甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2　個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3　前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権等）

第17条　乙は、納入物件に関し、第三者の有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、その他の知的財産権（出願中のもの及び秘密情報を含む。以下「知的財産権等」という。）又はそれに関する権利の侵害若しくは侵害するおそれが発生した場合には、自己の責任と費用とをもって処理及び解決し、甲に対し迷惑又は損害等を一切かけないものとする。

2　乙は、本契約の履行に関し使用されている知的財産権等については、本契約の履行に必要な範囲内であり、かつ、知的財産権者から承諾を得た範囲内で使用又は利用するものとし、それらの範囲を超えて使用又は利用したことにより紛争が生じた場合は、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

（裁判管轄）

第18条　本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（補足）

第19条　本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条　乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一　独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

二　独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条　乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3　第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条　乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条　甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7　乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条　乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

　　　○○○○年○○月○○日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号

独立行政法人情報処理推進機構

理事長　齊藤　裕

乙　○○県○○市○○町○丁目○番○○号

株式会社○○○○○○○

代表取締役　○○　○○

（別添）

個人情報の取扱いに関する特則

（定義）

第1条　本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第2条　乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2　乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）

第3条　乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第4条　乙は､個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2　乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3　乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条　乙は､個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第6条　乙は､甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第7条　乙は､個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3　甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5　乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第8条　乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条　乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第11条　乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2　前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ．仕様書

1.　件名

　　2024年度執務用端末の調達

2.　概要

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）の職員等が使用する物理PC（以下「物件」という。）を調達する。

3.　調達形態

本件は、売買契約とする。

4.　物件の名称・数量

　　執務用端末（ノート型）　　　300台

5.　端末の仕様・規格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 仕様・規格等 |
| 1 | OS | Windows 11 Pro(日本語) |
| 2 | CPU | Intel第13世代Core i5以上またはAMD 6コアRyzen 5 7000シリーズ以上 |
| 3 | メモリ | 16GB以上 |
| 4 | ストレージ | 256GB以上のSSD |
| 5 | 無線ネットワーク | Wi-Fi6（IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax）かつWi-Fi6E対応 |
| 6 | SIM | * SIMフリーであること。
* 物理SIMのスロットとしてNanoSIMまたはMicroSIMのSIMスロットを搭載すること。またはeSIMに対応していること。

※端末はeSIMに対応していることが望ましいが、上記の物理SIMに対応できればよいものとする。* 回線速度はLTE（4G）以上に対応できること。
* 国内主要3キャリア（NTTドコモ、KDDI、Softbank）すべてが提供する周波数帯のうち、2種類以上の通信バンドに対応すること。
 |
| 7 | グラフィックス機能 | DirectX12以上（WDDM2.0ドライバー）対応 |
| 8 | インターフェース | * USB：Type-Cポート(USB3.1以上)×1以上。うち1ポートがオルタネートモード、USB 充電に対応していること。
* Type-Aポート(USB3.0以上)×1以上
* 映像出力：HDMIとUSB-Cを備え、いずれの端子でも外部4Kモニター接続可能であること
* ヘッドフォン/マイクジャック：3.5mmミニプラグ
 |
| 9 | Webカメラ | 720pHD以上 |
| 10 | マイク／スピーカー | マイク、スピーカー内蔵 |
| 11 | キーボード | 日本語キーボード |
| 12 | バッテリー駆動時間 | JEITAバッテリー動作時間測定法（Ver.2.0）での測定において11時間以上もしくは、JEITAバッテリー動作時間測定法（Ver.3.0）での測定において動画再生時のバッテリー駆動時間は10時間以上、かつアイドル時のバッテリー駆動時間は19時間以上なお、バッテリー駆動時間はCPUやメモリ、ストレージなどの構成の異なる同一機種のカタログスペック値で示すことを妨げない。※バッテリー駆動時間は、より長時間であることが望ましい。 |
| 13 | ディスプレイ | 13インチ以上14インチ相当解像度は横1920 ピクセル、縦1080 ピクセル以上であること。※望ましい機能：のぞき見防止のための機能を電子的に内蔵していること。 |
| 14 | 重量 | 1.3kg以下（本体のみの重量とし、電源アダプタ等付属品の重量は含まない）※本体はできるだけ軽量であることが望ましい。 |
| 15 | Bluetooth | Bluetoothワイヤレス5.0対応 |
| 16 | 付属品 | 充電するための機器（電源アダプタ、USB-Cケーブル等 |
| 17 | セキュリティ | * TPM2.0（ディスクリート型）搭載または準拠したチップ搭載
* Windows Hello顔認証サインイン対応
* セキュリティスロット具備（サイズ不問）
 |
| 18 | 堅牢性 | 米軍調達基準（MIL-STD-810G）を満たすこと。※米軍調達基準（MIL-STD-810H）を満たすことが望ましい。 |
| - | 想定機種 | * DELL：Latitude5340
* Dynabook：G83/KW
* HP：Elite Dragonfly G4
 |

なお、端末については入札前に機器等リスト（案）として提出する必要があることに留意すること。

6.　調達物件の注意事項

1. 次の環境配慮事項を満たす物件であること。
2. 納入する物件は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の基準を満たすこと。
3. 以下の基準等のいずれか1つ以上を満たすものであること。
* 国際エネルギースタープログラム
* PCグリーンラベル
* J-Mossグリーンマーク
* RoHS指令
1. 調達する物件は中古品であってはならない
2. 端末に搭載された技術について、日本国内で使用するために必要な技術基準適合証明が取得済みであること。
3. メーカー側のモデルチェンジ又はバージョンアップ等やむを得ない事由により、契約時に提示した物件の納入が困難になった場合、その旨をIPA担当者に文書（様式自由）で申告し、同一メーカーの後継機種を納入すること。
4. サプライチェーン・リスクに関し、想定される脅威について的確に認識し、リスクの懸念がない製品を納入すること。

7.　保守要件

1. 保守対応受付時間は、業務日の9時30分～17 時00分を基本とし、9時30分～17時00分の時間帯を超える保守対応受付時間を提供することを妨げない。時間外については翌業務日に対応すること。
2. 受付方法は電話、メール（web入力フォームも可）での受付ができるようにすること。
3. 日本語によるコミュニケーションが可能なこと。
4. 消耗品及び経年劣化を除く不具合については、5年間のオンサイト保守に対応していること。
5. 保守はストレージ返却を不要とすること。
6. 保守は、メーカー、若しくは純正部品の供給を受けて作業を実施することが可能な代理店又は取扱店等が行うものとする。
7. オンサイト保守の作業場所は、東京都二十三区内でIPAが指定する場所とする。
8. 保証書は、IPA担当者へ取りまとめて納入すること。
9. 保守に際しメーカー等へのユーザー登録が必要な場合、受注者がユーザー登録作業を行うこと。

8.　納入条件

1. 納入物件の確認

納入物件の規格・型番・数量・MACアドレスを一覧化した電子データを作成してIPAに提出すること。IPAは納入された物件の規格・型番・数量等を検査し、仕様書の内容に基づいて納入されたことを確認する。

1. 納入作業

搬入、開梱等を含めた納品作業を発注者が指定する場所において行うこと。ただし、設置作業は含まない。

輸送費、養生費など物件の納入に係る費用については、契約金額に含むこと。

1. 廃材

開梱後の廃材については持ち帰るか、後日IPAが指定した期間内に無償で引き取りにくること。

1. 納入期限

次に示す数量を各納入期限までにできるだけ早く納入すること。具体的な日時についてはIPA担当者と協議すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 納入期限 | 納入数量 |
| 1 | 2025年3月13日 | 150台 |
| 2 | 2025年5月30日 | 150台 |

1. 納入場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込二丁目28番8号文京グリーンコートセンターオフィス16階

独立行政法人情報処理推進機構　デジタル改革推進部インフラサービスグループ

9.　その他

1. 納入については次のとおりとする。
2. 都道437号線（不忍通り）側の車入口から地下駐車場に進むこと。
3. 地下駐車場の車両制限は、車両2tトラック以下、長さ6.0m以下、高さ2.8m以下である。
4. エレベーターを使用する際は、荷物用エレベーターを使用すること。
5. 台車を使用する場合の大量・重量物品の搬入は、搬出入階の床・壁面・壁面角・扉廻り・ガラス面等に養生を行うこと。
6. 台車を使用しない場合であってもIPA担当者から指示があった際は、建物内の床面及び壁に養生を施すこと。
7. ビル管理会社に対して入館手続きが必要になった場合、作業従事者の所属及び氏名等の情報について、IPA担当者が指定する日時までに報告すること。
8. 上記（ア）～（カ）に対応できない場合は、IPA担当者に直ちに連絡し、入館方法について協議すること。
9. 納入完了時点でIPA担当者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、IPA担当者の指示に従って、可及的速やかに当該機器を完全な代替機器と交換すること。
10. 本仕様書に明記されていない事項であっても、契約履行上必要なものは、随時IPA担当者の指示を仰ぐこと。

以上

Ⅳ．入札資料作成要領

本書は、「2024年度執務用端末の調達」に係る入札資料の作成要領を取りまとめたものである。

**第1章　独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料**

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は入札者に以下の表1に示す資料を提示する。入札者はこれを受け、以下の表2に示す資料を作成し、機構へ提出する。

[表1　機構が入札者に提示する資料]

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | 資料内容 |
| ① 仕様書 | 本件「2024年度執務用端末の調達」の仕様を記述（目的・内容等）。 |
| ② 入札資料作成要領 | 入札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要等を記述。 |
| ③ 評価項目一覧 | 提案書に記載すべき提案要求事項の一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。 |
| ④ 評価手順書 | 機構が入札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。 |

[表2　入札者が機構に提出する資料]

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名称 | 資料内容 |
| ① 評価項目一覧の「遵守確認」欄及び「提案書頁番号」欄に必要事項を記入した評価項目一覧 | 仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、「遵守確認」欄に○×を記入し、「提案書頁番号」欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。 |
| ② 提案書 | 仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。・入札者が提案する、仕様書Ⅲ.「4.物件の名称・数量」に関する詳細・入札者が提案する、仕様書Ⅲ.「5.端末の仕様・規格」に関する詳細・入札者が提案する、仕様書Ⅲ.「6.調達物件の注意事項」に関する詳細・入札者が提案する、仕様書Ⅲ.「7.保守要件」に関する詳細・入札者が提案する、仕様書Ⅲ.「8.納入条件」に関する詳細 |

**第2章　評価項目一覧に係る内容の作成要領**

**2.1**　**評価項目一覧の構成**

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下表3に示す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目一覧における項番 | 事項 | 概要説明 |
| 0 | 遵守確認事項 | 「2024年度執務用端末の調達」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。 |
| 1～6 | 提案要求事項 | 提案を要求する事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 |
| 7 | 添付資料 | 　入札者略歴、会社としての実績、等 |

**2.2　遵守確認事項**

遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の遵守確認事項」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、以下表4を参照すること。

 [表4 遵守確認事項上の各項目の説明]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 項目説明・記入要領 | 記入者 |
| 大項目～小項目 | 遵守確認事項の分類 | 機構 |
| 内容説明 | 遵守すべき事項の内容 | 機構 |
| 遵守確認 | 入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。 | 入札者 |

**2.3　提案要求事項**

提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、以下表5を参照すること。

 [表5 提案要求事項上の各項目の説明]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 項目説明・記入要領 | 記入者 |
| 大項目～小項目 | 提案書の目次(提案要求事項の分類) | 機構 |
| 提案要求事項 | 入札者に提案を要求する内容 | 機構 |
| 評価区分 | 必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。 | 機構 |
| 得点配分 | 基礎点及び各項目に対する最大加点 | 機構 |
| 提案書頁番号 | 作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。 | 入札者 |

**2.4　添付資料**

添付資料における各項目の説明を以下表6に示す。

 [表6 添付資料上の各項目の説明]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 項目説明・記入要領 | 記入者 |
| 大項目～小項目 | 提案書の目次(添付資料内容の分類) | 機構 |
| 資料内容 | 入札者が提案の詳細を説明するための資料 | 機構 |
| 提案の要否 | 必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 | 機構 |
| 提案書頁番号 | 作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。 | 入札者 |

**第3章　提案書に係る内容の作成要領及び説明**

**3.1　提案書の構成及び記載事項**

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項を表7に示す。提案書は、表7の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表7 提案書目次及び提案要求事項]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案書目次項番 | 大項目 | 求められる提案要求事項 |
| 1 | 物件の名称・数量 | 　仕様書Ⅲ.「4.物件の名称・数量」に関する内容が明記されていること。 |
| 2 | 端末の仕様・規格 | 　仕様書Ⅲ.「5.端末の仕様・規格」に関する内容が明記されていること。提案要求事項の「必須」項目及び「任意」事項についての記載があること。 |
| 3 | 調達物件の注意事項 | 仕様書Ⅲ.「6.調達物件の注意事項」に関する内容が明記されていること。提案要求事項の「必須」項目及び「任意」事項についての記載があること。 |
| 4 | 保守要件 | 仕様書Ⅲ.「7.保守要件」に関する内容が明記されていること提案要求事項の「必須」項目及び「任意」事項についての記載があること。 |
| 5 | 納入条件 | 仕様書Ⅲ.「8.納入条件」に関する内容が明記されていること提案要求事項の「必須」項目及び「任意」事項についての記載があること。 |
| 6 | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。 |
| 7 | 添付資料 | 入札者略歴、会社としての実績、等 |

**3.2 提案書様式**

①　提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。

②　提案書及び評価項目一覧は、紙媒体以外に電子媒体での提出を併せて求める。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office互換またはＰＤＦ形式のいずれかとする（これに拠りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

**3.3 留意事項**

①　提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて用語解説などを添付する。

②　提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。

③　入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。

④　機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。

⑤　上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

⑥　提案書、その他の書類は、本件における総合評価落札方式（加算方式）の技術評価に使用する。

⑦　提案書は契約書に添付し、その提案遂行が担保されるため、実現可能な内容を提案すること。

⑧　提案内容の一部を外注する場合は、その作業内容を明記すること。

Ⅴ．評価項目一覧

**１．遵守確認事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大項目 | 小項目 | 内容説明 | 遵守確認 |
| 0　遵守確認事項 |
|  | 0.1 納入物件 | Ⅲ.仕様書「5.端末の仕様・規格」の全てを満たす物件を納入すること。また、納入物件は新品であること。 |  |
|  | 0.2 業務の範囲 | Ⅲ.仕様書の全ての事項を満たすこと。また、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して業務を行い、万一不測の事態が生じた場合には、機構の指示の下、全社を挙げて直ちに対応すること。 |  |
|  | 0.3スケジュール | 出荷計画を明確に定めた上で工程管理を行い、納入数量および納入期限を守ること |  |

**2．提案要求事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案書の目次 | 提案要求事項 | 評価区分 | 得点配分 | 提案書頁番号 |
| 大項目 | 小項目 | 基礎点 | 加点 | 合計 |
| 1 | 物件の名称・数量 |  |  |  |  |  |
|  | 1.1 物件の名称と数量 | ・物件の名称は「執務用端末（ノート型）」　、納入数量は300台であることが、明記されていること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2 | 端末の仕様・規格 |  |  |  |  |  |
|  | 2.1　OS、CPU、メモリ、ストレージ、無線ネットワーク | ・搭載OSは、Windows 11 Pro(日本語)であること。・CPUは、Intel第13世代Core i5以上であること。または、AMD 6コアRyzen 5 7000シリーズ以上であること。・メモリは、16GB以上を搭載していること。・ストレージは、256GB以上のSSDを搭載していること。・無線ネットワークは、Wi-Fi6（IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax）かつWi-Fi6Eに対応していること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.2　端末SIM | ・SIMフリーであること。・物理SIMのスロットとしてNanoSIMまたはMicroSIMのSIMスロットを搭載すること。またはeSIMに対応していること。・回線速度はLTE（4G）以上に対応していること。・国内主要3キャリア（NTTドコモ、KDDI、Softbank）すべてが提供する周波数帯のうち、2種類以上の通信バンドに対応すること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.3　eSIM対応端末 | ・eSIMに対応している機種を選定していること。選定している場合：5点。選定していない場合：0点。 | 任意 | － | 5 | 5 |  |
| 2.4　グラフィックス機能. | ・DirectX12以上（WDDM2.0ドライバー）に対応していること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.5　インターフェース | ・USB：Type-Cポート(USB3.1以上)×1以上搭載していること。うち1ポートがオルタネートモード、USB 充電に対応していること。・Type-Aポート(USB3.0以上)×1以上搭載していること。・映像出力として、HDMIとUSB-Cを備え、いずれの端子でも外部4Kモニター接続可能であること。・ヘッドフォン/マイクジャック用の3.5mmミニプラグを搭載していること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.6　Webカメラ | ・720pHD以上のカメラを搭載していること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.7　マイク／スピーカー | ・マイクおよびスピーカーを内蔵していること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.8　キーボード | ・日本語キーボードが搭載されていること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.9 バッテリー駆動時間 | ・JEITAバッテリー動作時間測定法（Ver.2.0）での測定において11時間以上であること。もしくは、JEITAバッテリー動作時間測定法（Ver.3.0）での測定において動画再生時のバッテリー駆動時間は10時間以上、かつアイドル時のバッテリー駆動時間は19時間以上であること。上記のいずれかでの機種を選定していること。※なお、バッテリー駆動時間はCPUやメモリ、ストレージなどの構成の異なる同一機種のカタログスペック値で示すことを妨げない。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.10 バッテリー駆動時間（その2） | ・JEITA2.0 または 3.0測定において、仕様書に示すバッテリー駆動時間より25％以上駆動することが示されていることJEITA2.0:の評価基準：13.75時間以上の場合：10点。その時間未満の場合：0点。JEITA3.0の評価基準：動画再生時 12.5時間以上、かつ、アイドル時23.75時間以上の場合：10点。その時間未満の場合：0点。 | 任意 | - | 10 | 10 |  |
| 2.11　ディスプレイ | ・ディスプレイサイズは、13インチ以上14インチ相当であること。・解像度は横1920 ピクセル、縦1080 ピクセル以上であること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.12 のぞき見防止機能付きディスプレイ | ・のぞき見防止のための機能を、電子的に内蔵している機種を選定していること。選定している場合：10点。選定していない場合：0点。 | 任意 | - | 10 | 10  |  |
| 2.13　端末重量 | ・1.3kg以下の機種を選定していること。（本体のみの重量とし、電源アダプタ等付属品の重量は含まない） | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.14 端末重量（その2） | ・端末本体の重量が要件より軽量である機種を選定していること。1,150g未満の場合：15点。1,150g以上、1,300g以下の場合：0点。 | 任意 | - | 15 | 15 |  |
| 2.15　Bluetooth | ・Bluetoothワイヤレス5.0対応していること | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.16　付属品 | ・端末を充電するための機器（電源アダプタ、USB-Cケーブル等が納入される物件に含まれていること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.17 セキュリティ | ・TPM2.0（ディスクリート型）搭載または準拠したチップを搭載していること。・Windows Hello顔認証サインイン対応していること。・セキュリティスロット具備していること。（サイズ不問） | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.18　端末堅牢性 | ・米軍調達基準（MIL-STD-810G）を満たしている機種を選定していること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 2.19　端末堅牢性（その2） | ・米軍調達基準（MIL-STD-810H）を満たしている機種を選定していること。満たしている場合：15点。満たしていない場合：0点。 | 任意 | - | 15  | 15 |  |
| 3 | 調達物件の注意事項 |  |  |  |  |  |
|  | 3.1環境配慮事項 | ・仕様書6.(1)で示す環境配慮事項を満たす製品を選定していること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
|  | 3.2　サプライチェーン・リスク | ・サプライチェーン・リスクに関し、業務の重要性を理解した上で、想定される脅威について的確に認識し、リスクの懸念がない製品等を適切に選定していること。 | 必須 | 2 | － | 2 |  |
| 4 | 保守要件 |  |  |  |  |  |
|  | 4.1 保守内容 | ・Ⅲ.仕様書「7．保守要件」について、各項目の内容が、仕様書を満たしていること・保守対応受付時間・受付方法・5年間のオンサイト保守・保守はストレージ返却を不要とする、他 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 5 | 納入条件 |  |  |  |  |  |
|  | 5.1 納入物件一覧 | ・納入物件の規格・型番・数量・MACアドレスを一覧化した電子データを納入することが明記されていること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 5.2　納入期限 | ・Ⅲ.仕様書「8.納入条件」で示す通りの納入スケジュールであり、具体的な提案となっていること。 | 必須 | 2 | - | 2 |  |
| 6　　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 |  |  |  |  |  |
|  | 6.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定に関する指標 | ・企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業） | 任意 |  - | 5 | 5 |  |
|  | 合計 |  | 40 | 60 | 100 |  |

**3．添付資料**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提案書の目次 | 資料内容 | 提案の要否 | 提案書頁番号 |
| 大項目 | 小項目 |
| 7 | 添付資料 |  |  |
|  | 7.1入札者略歴 | ・入札者の概要の分かる資料 | 任意 |  |
| 7.2会社としての実績 | ・類似案件実績 | 任意 |  |
| ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定通知書等の写し | 任意 |  |
| 7.3 その他 | ・その他提案内容を補足する説明 | 任意 |  |

Ⅵ．評価手順書

本書は、「2024年度執務用端末の調達」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び加点方法等を以下に示す。

**第1章　落札方式及び得点配分**

**1.1** 　**落札方式**

次の要件を共に満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数

値の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②「Ⅴ.評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価項目の必須区分を全て満たしていること。

**1.2 　総合評価点の計算**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 総合評価点　＝　技術点　＋　価格点 |  |

技術点 ＝ 基礎点 ＋　加点

 価格点 ＝ 価格点の配分　×　( 1　－ 入札価格 ÷ 予定価格)

※小数点第2位以下切捨て

**1.3** 　**得点配分**

　　　技術点に関し、必須及び任意項目の配分を100点、価格点の配分を100点とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 技術点 | 100点 |  |
| 価格点 | 100点 |

**第2章　評価の手続き**

**2.1**　**一次評価**

一次評価として、「Ⅴ.評価項目一覧」の各事項について、次の要件をすべて満たして　　　　　　いるか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「2.2二次評価」を行う。

①「1.遵守確認事項」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されていること。

②「2.提案要求事項」の「提案書頁番号」欄に、提案書の頁番号が記入されていること。

③「3.添付資料」の提案が必須となっている資料の「提案書頁番号」欄に頁番号が記入されていること。

**2.2** 　**二次評価**

上記「2.1 一次評価」で合格した提案書に対し、次の「第3章 評価項目の加点方法」に基づき技術評価を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。

評価に当たっては、複数の審査員の合議によって各項目を評価し、評価に応じた得点の合計をもって技術点とする。

**2.3　総合評価点の算出**

以下の技術点と価格点を合計し、総合評価点を算出する。

①「2.2 二次評価」により算定した技術点

②「1.2 総合評価点の計算」で定めた計算式により算定した価格点

**第3章　評価項目の加点方法**

**3.1**　**評価項目得点構成**

評価項目（提案要求事項）毎の得点については、評価区分に応じて、必須項目は基礎点、任意項目は加点として付与する。

なお、評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「Ⅴ．評価項目一覧」の「2. 提案要求事項」を参照すること。

**3.2　基礎点評価**

提案内容が、必須項目を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。従って、一つでも必須項目を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を**不合格**とし、価格点の評価は行わない。

**3.3　加点評価**

任意項目について、提案内容に応じて提案要求事項記載の評価基準に基づき加点を付与する。

ただし、「6 ワーク･ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定等の区分 | 項目別得点 |
| 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） | プラチナえるぼし（※1） | 5 |
| えるぼし3段階目（※2） | 4 |
| えるぼし2段階目（※2） | 3 |
| えるぼし1段階目（※2） | 2 |
| 行動計画策定（※3） | 1 |
| 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | プラチナくるみん（※4） | 5 |
| くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※5） | 4 |
| くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※6） | 3 |
| トライくるみん（※7） | 2 |
| くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※8） | 1 |
| 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） | 4 |

※1　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2　女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3　常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4　次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）

※7　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8　次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

Ⅶ．その他関係資料

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

（趣　旨）

第1条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第2条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3　入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第3条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第4条　入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

（入札書の記載）

第5条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第6条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（郵便等入札）

第7条　郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

（代理人の制限）

第8条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2　入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）

第10条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第11条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

(3) 委任状を持参しない代理人による入札

(4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合によると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札

(10) 入札書受領期限までに到着しない入札

(11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）

第12条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第13条　工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第26条の3第1項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

2　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第14条　一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

2　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3　前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。

(1) 最低価格落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者

(2) 総合評価落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

（再度入札）

第15条　開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2　前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第16条　落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第12条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第17条　落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から5日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書に使用する言語及び通貨）

第18条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第19条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

（別記）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

（様　式　１）

年　　月　　日

質問書

「2024年度執務用端末の調達」に関する質問書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所属部署名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

|  |
| --- |
| 質問書枚数 |
| 枚中枚目 |

＜質問箇所について＞

|  |  |
| --- | --- |
| 資料名 | 例）　○○書 |
| ページ | 例）　P○ |
| 項目名 | 例）　○○概要 |
| 質問内容 |

備考

1．質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

2．質問及び回答は、IPAのホームページに公表する。（電話等による個別回答はしない。）また、質問

者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、公表しない。

（様　式　2）

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

 商号又は名称

 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は代理人）

委　任　状

私は、下記の者を代理人と定め、「2024年度執務用端末の調達」の入札に関する一切の権限を委任します。

　　　代 理 人(又は復代理人)

所　在　地

所属・役職名

氏　　　名

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　使用印鑑

（様　式　3）

　　年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（又は代理人、復代理人氏名）

　　　　　　　　印

入　札　書

入札金額　　￥

（※ 下記件名に係る費用の総価を記載すること）

件　名　「2024年度執務用端末の調達」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

（様　式　４）

提案書受理票（控）

提案書受理番号

件名：「2024年度執務用端末の調達」

【入札者記載欄】

|  |
| --- |
| 提出年月日：　　　　　　年　　　　月　　　　日法 人 名：所 在 地：　〒担 当 者：　所属・役職名　　　　　　　　氏名　　　　　　　　TEL　　　　　　　　　　　　　　 FAX E-Mail |

【ＩＰＡ担当者使用欄】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 部数 | 有無 | No. | 提出書類 | 部数 | 有無 |
| ① | 委任状（委任する場合） | 1通 |  | ② | 入札書（封緘） | 1通 |  |
| ③ | 提案書 | 1部 |  | ④ | 評価項目一覧 | 1部 |  |
| ⑤ | 資格審査結果通知書の写し | 1部 |  | ⑥ | No.③、④が格納されたディスク型電子媒体（DVD-R等） | 1部 |  |
| ⑦ | 提案書受理票 | 本通 | ― |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 切り取り |  |
|  |  |

提案書受理番号

提案書受理票

　　年　　月　　日

件　名　「2024年度執務用端末の調達」

法人名（入札者が記載）：

担当者名（入札者が記載）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

貴殿から提出された標記提案書を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構　デジタル改革推進部インフラサービスグループ

　　　担当者名：　　　　　　　　　　　　㊞

（参　考）

予算決算及び会計令【抜粋】

（一般競争に参加させることができない者）

第70条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。